



限度額適用認定証の申請はお済でしょうか？

70歳未満の方が入院する場合において、高額療養費の支払の特例（現物給付）という制度があります。

高額療養費の現物給付とは、被保険者の所得によって (A) 上位所得者、(B) 一般所得者、(C) 低所得者 と 3 つの区分に分けられ、認定を受けた区分の自己負担限度額までを病院の窓口で支払えばよいという制度です。

●高額療養費の現物給付における自己負担限度額（1ヶ月あたり）

上位所得者 (A)	15万円 + (医療費 - 50万円) × 1%
一般所得者 (B)	8万100円 + (医療費 - 26万7000円) × 1%
低所得者 (C)	3万5400円

所得区分 (B) 一般所得者 の場合のお支払い例

例) 総医療費が 100万円の場合

この制度の申請をせずに 3割負担で計算すると・・・

医療費 30万円 + 食事代 + 自費分 を窓口でお支払い頂くこととなります

この制度の申請をして (B) 一般所得者の「認定証」を窓口に持参された場合
上記の計算式で計算すると 87,430円になりますので・・・

医療費 87,430円 + 食事代 + 自費分 を窓口で支払えばよいことになります。

- ※ 負担割合で計算した自己負担金が高額医療費限度額より少ない場合は自己負担金のお支払いとなります。
- ※ この制度は申請された月の初日から適用となります。
- ※ **限度額認定証**が手元に届きましたら、**その月内に病院窓口へ提示ください。**
翌月になりますと適用できなくなりますのでご注意ください。
- ※ 後期高齢医療の方も認定証の発行対象となる場合もございますので、申請手続きなど詳しくは加入されている健康保険証の保険者・市町村役場までお問い合わせください。